

★除却工事とは

原則として、全ての家屋等を除却して更地にする工事を対象としております。

★応急措置とは

- ・家屋の一部だけ除却を行う
- ・危険箇所のみを撤去する

などの工事です。

★解体工事業者について

解体するのは市内施工業者で、以下のいずれかの要件を満たしている業者による工事に限ります。

- ・「建設業法」に基づく業種（とび・土木工事業）の許可を受けている
- ・「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく県知事による登録を受けている

※詳しくは、Q&Aをご確認ください